

愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則

平成17年4月1日制定（平成17年規則第18号）

改正 平成18年2月21日規則第2号 平成19年2月26日規則第3号

愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）

一部改正〔平成18年規則2号・平成19年規則第3号〕

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。